

答 申 第 47 号

平成 27 年 7 月 7 日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬 章夫 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中川 丈久

保有個人情報の部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

平成 27 年 3 月 5 日付け兵公委発第 91 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

特定の日、審査請求人が警察官に相談した事実が記録された特定の警察署保管の広聴処理票

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報の部分開示決定処分は妥当である。

第2 諮問の経緯・対象公文書の特定

1 保有個人情報の開示請求

平成26年10月27日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成26年11月6日、実施機関は、本件開示請求に対し、部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成27年1月5日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象とされている公文書は、特定の日、審査請求人が警察官に相談した事実が記録された特定の警察署保管の広聴処理票である。

5 諮問

平成 27 年 3 月 5 日、諮問庁は、条例第 42 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 条例第 16 条第 2 号に該当するとして不開示とされた部分については、審査請求人以外の者の正当な利益を害すると認められるものが記録されていないか、あるいは、開示しても審査請求人以外の者の正当な利益を害するおそれがない。また、当該個人の正当な利益が害されるかどうかについては、審査請求人と当該個人との関係や当該個人の個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断した理由が必要である。

(2) 条例第 16 条第 7 号に該当するとして不開示とされた部分については、開示しても事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されていないか、あるいは、開示しても事務又は事業の性質上適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない。また、不開示情報が開示されると事務又は事業の適正な遂行にどのような支障を及ぼす危険があるのかについては、個別具体的に判断した理由が必要である。

(3) 前記(1)及び(2)の不開示とされた部分については、仮に審査請求人以外の者の正当な利益を害するおそれがあるとしても、適切な利益衡量がなされる

べきである。条例第 18 条は、不開示情報があっても審査請求人の権利利益の保護の観点から裁量的開示ができることとされており、実施機関に裁量権が認められていることから、この裁量権の行使に逸脱濫用があってはならない。審査請求人は、本件審査請求の対象公文書が全部開示されなければ、公正な裁判を受ける機会を阻まれることとなるから、実施機関が裁量的開示を行わずに、本件処分を行ったことは、裁量権の逸脱又は濫用が認められる。

第 4 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた不開示理由は、次のとおり要約される。

1 広聴処理票について

広聴処理票は、県民から警察に申出があった広聴相談について、所要の措置を講じ、その経過を明らかにしておくために作成される公文書である。広聴処理票に記録される内容は、警察に対する要望、意見、苦情、相談等の申出者の申出内容が個別具体的に記録されているほか、警察が対処した措置が記録されている。広聴相談を適切に処理するためには警察と申出者との信頼関係が不可欠であることから、申出者及び関係者のプライバシー等の権利利益は特に保護すべきことである。

本件審査請求の対象公文書となる広聴処理票には、審査請求人が特定の日に警察官に相談した事実のほか、審査請求人以外の第三者が審査請求人を相手方として相談した内容及び警察の措置状況等が記録されている。

2 条例第 16 条の不開示情報の該当性について

(1) 条例第 16 条第 2 号（審査請求人以外の個人情報）

ア 審査請求人以外の第三者の氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、職業等の個人が識別できる部分は、不開示情報に当たる。

イ 警察職員の職員番号は、職員個人を特定し得る情報であって、職員が個人の認証、人事給与、裁決等の業務の基本的な番号として使用しており、個人識別情報のうち、一般的に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

ウ 前記ア及びイ以外の個人に関する部分は、審査請求人以外の第三者がいつ、どのような相談をし、警察が当該相談者の問題解決を図る上で、当該相談内容の確認や要望、その他参考情報を聴取し、調査や指導、助言、教示などの措置を講じた事項など、当該相談者及び当該相談内容と密接に関連する情報が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の第三者の情報であり、個人が特定されるおそれや個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、第三者の正当な利益を害するおそれがある。

(2) 条例第 16 条第 7 号（事務又は事業に関する情報）

ア 警察官（警部補以下）の氏名及び印影は、条例第 16 条第 7 号の規定に基づき、個人情報保護に関する条例施行規則（平成 18 年兵庫県公安委員会規則第 5 号。以下「公安委員会規則」という。）第 5 条に「警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名」として定められている不開示情報である。

イ 警察電話番号は、警察業務は他の行政事務に比べて、検挙や規制を行うものであることから、被疑者や関係者からの反発を招くおそれが高く、これが開示され公になることにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として特定の番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 前記(1)ウの個人に関する部分は、審査請求人以外の第三者が警察に相談した内容、警察が問題解決のために執った措置事項等が個々具体的に記載されたものである。審査請求人以外の第三者が警察に相談した内容等は、警察が個人の秘密を厳守することを前提として、相談者等の個人の内心、

信条等に関わる内容を含むものである。相談者等から聴取した内容が本人以外の者に開示されるならば、警察に対する信頼が損なわれ、広聴相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ 所属長の具体的指示事項には、所属長が広聴相談に対して個々具体的に指示した情報が記載され、組織としての方針が示されている。これを開示すれば、相談者以外の者が相談等に対する措置を講じるおそれがあるなど、相談者が真実を述べ、証拠を提出することに消極的になるといった事態を招くほか、広聴相談業務への信頼が損なわれ、県民の自由な申立てが期待できなくなるなど、同業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 条例第 18 条（裁量的開示）の適用について

前記 2 の(1)及び(2)に係る情報を開示した場合に生ずる不利益を考慮しても、なお開示すべき審査請求人の権利利益が存するとは、認められない。

第 5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、諮問庁の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 対象公文書について

本件審査請求の対象公文書における不開示部分に記載されている情報の内容を分類し、又は整理すると、以下のとおりである。

- ① 相談者等の氏名等個人識別部分
- ② 警察職員の職員番号
- ③ 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
- ④ 警察電話番号
- ⑤ 欄外に記載された部分
- ⑥ 「受理年月日」及び「受理区分」の項に記載された部分

- ⑦ 「関係」の項に記載された部分
- ⑧ 「件名」、「相談等の要旨」及び「相談等の類型」の項に記載された部分
- ⑨ 「要確認事項」及び「相手方参考事項」の項に記載された部分
- ⑩ 「相談等の処理に関する措置(指示)事項」、「措置結果」及び「最終処理結果」の項に記載された部分
- ⑪ 「処理経過等」の項に記載された部分
- ⑫ 「所属長の具体的指示事項」の項に記載された部分

2 条例第16条第2号の該当性について

(1) 条例第16条第2号は、第三者の個人情報を開示することにより、当該第三者の権利利益を損なうことを防止するために定められたものである。同号に定める「審査請求人以外の者の正当な利益が害されると認められるもの」とは、法令又は社会通念に照らして、当該個人が有すると考えられる利益が害されると認められる場合をいい、当該個人の正当な利益が害されるかどうかについて、審査請求人と当該個人との関係や当該個人の個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものである。

(2) 前記1の本件不開示部分のうち、①の情報、②の情報及び⑤から⑪までの情報は、条例第16条第2号の不開示情報に該当するものと認められる。

ア 前記1の①の情報

前記1の「① 相談者等の氏名等個人識別部分」には、相談者等の氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、職業等の個人が識別できる情報が記載されている。当該情報は、警察に対して何らかの要望、相談等を行った特定の個人を識別することができるものであるため、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するものと認められる。

イ 前記1の②の情報

前記1の「② 警察職員の職員番号」は、給与の支給等の事務処理上、

各職員に付されたものであるため、開示することにより、当該職員の正当な利益を害するものと認められる。

ウ 前記1の⑤から⑪までの情報

前記1の⑤から⑪までの情報は、相談者が警察に相談等を行った内容であり、前記1の「① 相談者等の氏名等個人識別部分」の情報が明らかになれば、当該個人の正当な利益を害するものと認められる。また、前記1の①の情報が不開示であったとしても、審査請求人が相手方関係者として記載されている本件審査請求の対象公文書である広聴処理票において、もう一方の当事者として「申出人（相談者）」の項に記載されている者の情報は、個人の識別性のある部分を除いて開示しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

3 条例第16条第7号の該当性について

(1) 条例第16条第7号は、国、県等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保するために定められたものである。同号に定める「当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報か否かを判断するに当たっては、「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求され、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較衡量する必要がある。

(2) 前記1の本件不開示部分のうち、③の情報、④の情報、⑤から⑪までの情報及び⑫の情報は、条例第16条第7号の不開示情報に該当するものと認められる。

ア 前記1の③の情報

前記1の「③ 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影」は、条例第16条第7号の不開示情報として公安委員会規則に規定する「警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名」である。

イ 前記 1 の④の情報

前記 1 の「④ 警察電話番号」が開示されることにより公になることは、特定の番号に対する嫌がらせを受けるおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 前記 1 の⑤から⑪までの情報

前記 1 の⑤から⑪までの情報は、審査請求人以外の第三者が警察に相談した内容、当該相談内容の問題解決のために警察が執った措置事項等が個々具体的に記載された情報である。警察の広聴相談業務は、当該相談内容の秘密を厳守することを当然の前提に相談者等から聴取しているものであり、これらの情報が開示されると、相談者等からの警察に対する信頼が損なわれ、広聴相談業務の適正な遂行に支障が生じることになると認められる。

エ 前記 1 の⑫の情報

前記 1 の「⑫ 所属長の具体的指示事項」の情報は、所属長が、個々の広聴相談に対する対応や措置を具体的に指示した情報であり、これが開示されることで広聴相談の相談者やその関係者が相談等に消極的になるおそれや、広聴相談の相手方やその関係者が所属長の具体的指示事項への対抗措置を講じるおそれがあると認められ、広聴相談業務の適正な遂行に支障が生じることになると認められる。

4 条例第 18 条の適用について

本条は、開示請求に係る保有個人情報に条例第 16 条に規定する不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益と当該情報を開示することによる個人の権利利益の保護の必要性を比較衡量し、後者が優越すると実施機関が判断する場合には、当該保有個人情報を開示することができることを定めたものである。

本条の規定の趣旨は、本人との関係に係る特段の事情から本人に開示する
必要に迫られる場合の実施機関の違法性を阻却するために規定したもので
ある。本件の場合、審査請求人は、同人の民事裁判における証拠を得る唯
一の機会であることを主張しているが、このことをもって、本人に開示する
必要に迫られる特段の事情を有するとは認められない。

よって、実施機関が条例第 18 条に基づく裁量的開示を行わなかったこと
について、違法又は不当なところはない。

5 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 27 年 3 月 5 日	・ 諮問書の受領
平成 27 年 3 月 16 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 27 年 5 月 22 日 第 2 部会 (第 37 回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
平成 27 年 6 月 30 日 第 2 部会 (第 38 回)	・ 審議
平成 27 年 7 月 7 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 福 井 義 三

委 員 前 田 雅 子